

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内種数	カテゴリー別種数					選定種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆虫類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	351	307	298	289	302	286	354	358
シカ	55	50	42	35	33	42	44	53
サル	13	12	8	11	8	7	5	10
その他獣類	11	11	9	9	12	9	12	16
鳥類	47	93	56	53	52	45	61	76
計	477	473	413	397	408	389	476	513

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度(H28)	現状値(R2)	目標値(目標年度)	目安※1	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	鳥獣保護区面積	ha	58,506	57,351	57,343(R4)	57,731	99.3%	概ね達成
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	—	1,000	設定なし	—	—	—
自然環境課	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	—	5,335	設定なし	—	—	—
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	—	425※2	80以内※2(R1)	80	18.8%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	27,571	33,121※3	30,000(R4)	29,190	113.5%	目標どおり達成
自然環境課	ニホンジカ年間捕獲頭数	頭/年	—	12,631※3	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
ツキノワグマ年間除去頭数	ツキノワグマ年間除去頭数は、H28年度以降目標値を超過した状態で推移しており、R2目標は未達成となった。 未達成の要因としては、餌となる堅果類等植物の凶作や生息域の拡大などにより、H28年度以降集落への出没が多く、人身被害防止のため捕獲する頭数が増えたことなどによる。	今後は、生息数の推定など生息状況調査を実施し、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体群の安定的な維持と人身被害の防止を図ることで、人と野生鳥獣の調和的共存を推進していく。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】 県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】 八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】 ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和2年度愛鳥週間ポスター特選（令和元年度募集分）



エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和2年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和3年度内容】職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和2年度実績・令和3年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和2年度実績】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

【令和3年度内容】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

～世界に誇るひろしまの自然公園～

□広島県の自然公園

広島県は、瀬戸内海に位置する宮島、桂ヶ浜、鞆の浦や、比婆山連峰、道後山、恐羅漢山、冠山、深入山に代表される山々など、豊かな自然に恵まれています。

このような優れた自然景観を保護するとともに、適正な利用を図るために、国立公園や国定公園、県立自然公園が指定されており、県内には、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園と6つの県立自然公園があります。

□瀬戸内海の多島美を楽しむ

瀬戸内海国立公園では、瀬戸内海の多島美と、古い港町や斜面を利用した段々畑など、人の営みと自然が調和した風景・景観を楽しめます。世界遺産に登録されている宮島もこの自然公園を彩っています。

瀬戸内海国立公園
宮島弥山からの展望



□登山もキャンプも楽しむ

自然の風景と共に、登山など健康増進・レクリエーションが楽しめるのも自然公園の特徴です。県内最高峰である西中国山地国定公園の恐羅漢山や、比婆道後帝釈国定公園の比婆山連峰では、本格的な登山をお楽しみいただけます。



野呂山公園オートキャンプ場



比婆道後帝釈国定公園
道後山登山

第2款 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（令和3年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,685	7,569	203	3,116
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和3年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行や外出の自粛、緊急事態宣言の発令などにより、施設利用者が減少しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
国 立 公 園	6,922	7,186	7,732	8,032	7,089	7,367	3,524
国 定 公 園	1,172	1,118	1,039	995	918	870	595
県 立 自 然 公 園	518	513	503	521	357	423	426
県 民 の 森	149	128	113	122	111	112	14※2
もみのき森林公園	176	177	174	179	163	167	127
県 民 の 浜	59	64	64	65	41	51	29
中 央 森 林 公 園	299	315	307	295	285	288	246
中 国 自 然 歩 道	381	372	340	365	319	328	228
県 自 然 歩 道	38	37	34	36	33	34	33
合 計	9,713	9,909	10,305	10,610	9,316	9,641	5,222

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

※2 県民の森のR2利用者数については、R2.7月末までの数値

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (令和3年4月1日現在)

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を 維持 (R2)	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,853	37,857		100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園利用者数	千人	8,611	4,545	増加を 図る(R2)	52.8%	未達成
自然環境課	野外レクリエーション施設利用者数		683	416	増加を 図る(R2)	60.9%	未達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	現状を 維持(R2)	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	69,343	38,118	80,000 (R2)	47.6%	未達成

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	自然公園利用者数はR1年度まで概ね目標を達成していたが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。 未達成の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県民の外出機会が減少し、利用者が減少したことなどによる。	今後は、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を徹底するとともに、このウイルスの影響による新しい生活様式に適応した自然とふれあう場として、安全で快適な自然公園を提供していくことで、県民の自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。
野外レクリエーション施設利用者数	野外レクリエーション施設利用者数はR1年度まで概ね目標を達成していたが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。 未達成の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県民の外出機会が減少し、利用者が減少したことなどによる。	今後は、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を徹底するとともに、このウイルスの影響による新しい生活様式に適応した自然とふれあう場として、安全で快適な野外レクリエーション施設を提供していくことで、県民の自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、順調に増加傾向にあったが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。未達成の要因としては、R2年度に新型コロナ感染拡大防止対策により、森林・林業体験イベントや研修会など、多くの活動計画が中止又は規模縮小となったことなどによる。	今後の森林ボランティア活動については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策ガイドラインの周知を図り、対策を講じた活動を推進することで、新計画の参考指標である「森林ボランティア参加者数がR1実績値(78,108人)以上」を目指していく。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っていきます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等(国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道(中国自然歩道、県自然歩道))においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然と

ふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

【令和2年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	トイレ改修，歩道安全対策等
西中国山地国定公園	三段峡	トイレ改修，歩道安全対策等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	トンネル補強，休憩所設置

【令和3年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
野外レクリエーション施設	県民の森	トイレ改修
	中央森林公園 (公園センター等地区)	三景園太鼓橋改修

※1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和2年度実績】藻場の造成（広島県 6.0 ha）、海底の清掃（広島市，呉市，江田島市 14.69km²）を実施。

【令和3年度内容】藻場の造成（広島県 5.2ha）、海底の清掃（広島市，呉市 8.55km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】棕梨川（東広島市）において、災害関連事業に伴う護岸等設計を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和4年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和2年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を開始。

【令和3年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。また、令和3年度開始の係留保管場所届出制度を周知。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています（平成10年時点。環境庁第5回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（R2）	目標値（目標年度）	指標の達成率	進捗状況
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積 ^{※1}	ha	9.1 ^{※2}	32.2	28.2 ^{※3} (R2)	115.0%	目標どおり達成

※1 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※2 平成23年度～平成25年度の累計

※3 平成23年度～令和2年度の累計

【取組状況】

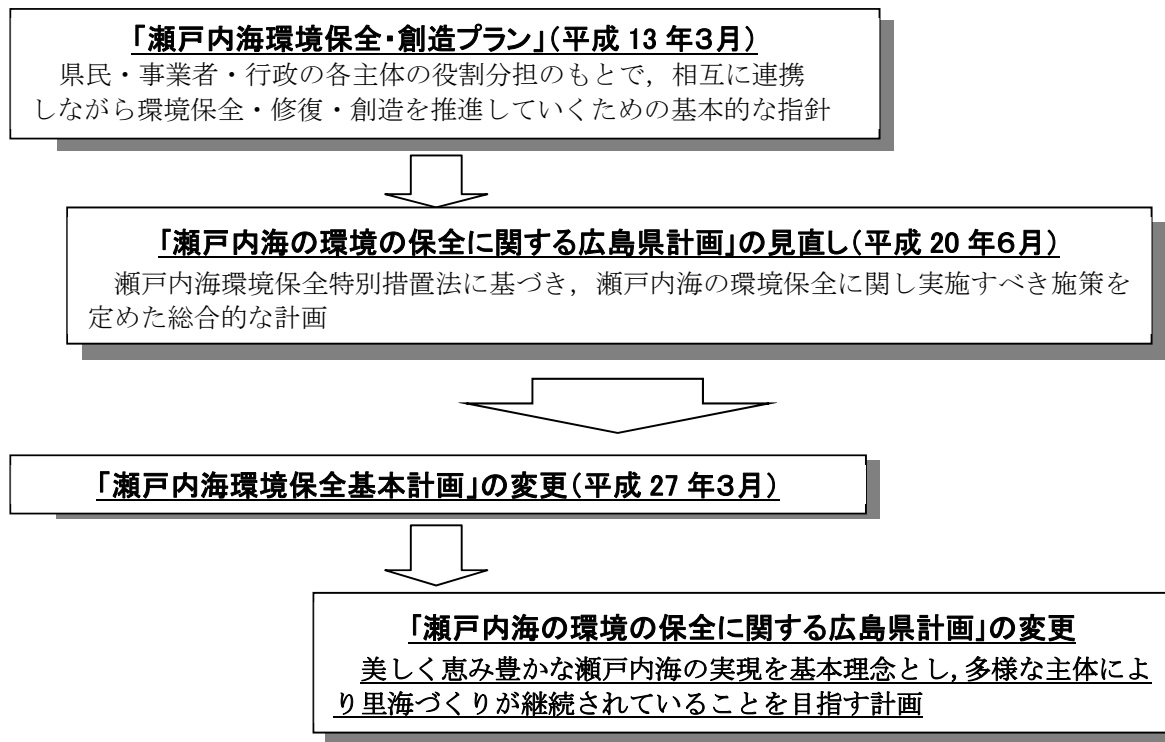
(1) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



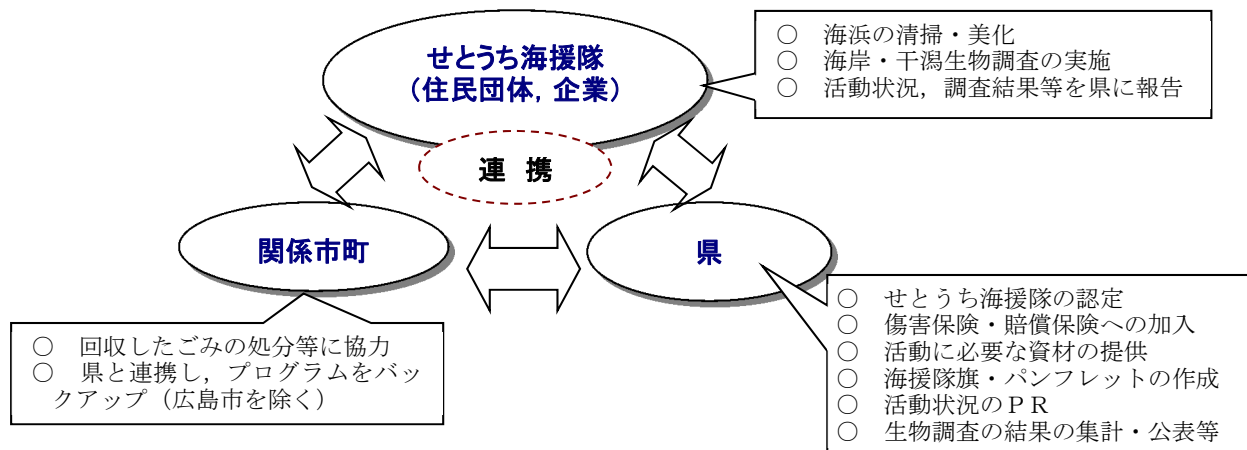
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和2年度末の認定団体：35団体）

図表 4-2-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」, 「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]
関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策, 瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和2年度実績】 瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討, 瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や, 「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和3年度内容】 引き続き, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業: 下水道の整備促進 (P61), 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P62), 浄化槽の整備促進等 (P62), 排水規制等の実施 (P63), 水産基盤整備事業 (P93), 放置艇の解消 (P94), 港湾環境整備事業 (P94)

(2) 海ごみ対策の推進

ア 海ごみ対策推進事業 (再掲) [環境保全課]

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(3)」(P6)

海洋プラスチックごみゼロ宣言及びプラットフォームについて

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化など、世界的な問題となっています。本県では、海洋プラスチックごみの削減に向けて、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、令和3年6月に海洋プラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、宣言の実現に向けて必要な取組を検討、展開するため、企業等を参画メンバーとするプラットフォームを設立しました。

□ 2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言（海洋プラスチックごみゼロ宣言）

この宣言には、第5次広島県環境基本計画に掲げる「2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロとする」ことを目指し、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進、プラスチックに係る資源循環の促進及び多様な主体と協働した海岸清掃など、本県の宝である瀬戸内海的环境保全に向けた取組を、企業や関係府県・市町等と連携しながら、本県が先頭に立って推進していくことが明記されています。



□ GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム

宣言に併せて、飲料メーカー等の製造業から小売・流通業まで、幅広い業種の企業・団体等を参画メンバーとするプラットフォームを新たに設立しました。

このプラットフォームでは、事業者等と連携して、プラスチックの使用量削減やプラスチックごみの流出防止などの具体的な対策を検討・実施していきます。

今後は、プラットフォームの参画団体を広く募集し、県民を巻き込んだ世論醸成を図って **いきます**。



設立記者会見の様子

<取組内容(対策の方向性)>

<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">①プラスチックの使用量削減</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチックの削減や、代替素材（海洋生分解性プラ・紙等）の開発・普及促進 ・プラスチック資源のリサイクルの拡大、高度化（食品トレー・PETボトル等）等 	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">②プラスチックごみの流出防止</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル自動回収機の設置（コンビニ等） ・空容器ボックスの異物混入対策の検討、実証 ・デジタル技術の活用（ごみ箱センサー等） ・ナッジ（行動変容）を活用した啓発活動 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div>
<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">③プラスチックごみの清掃・回収</div> <p>企業、清掃団体等と連携した効果的な清掃、回収 等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div>	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">④情報の収集、発信、共有</div> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやHPでの情報発信（先行事例、プラットフォームでの取組、参画企業等の取組等） ・先進的な取組の研究、紹介 ・世論醸成に向けた方法の検討、実施 ・環境教育 等